

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年9月 14 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500178号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500088号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年6月23日

厚生年金保険の記録によると、請求期間の賞与に係る記録がない。日本年金機構から、当該賞与について、同僚の記録が訂正された旨の通知が届いたので、調査の上、私の記録も訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に賞与が支給された旨主張しているものの、当該賞与に係る賞与支給明細書を保管していない。

また、A社は、請求期間に係る賞与は口座振込みで支給していた旨陳述している一方、人事システムの記録により、請求者に対し賞与は支給していないことが確認できる旨陳述している。

さらに、金融機関から提出された請求者に係る「お取引明細表」においても、請求期間に賞与が振り込まれた記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500179号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500089号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年6月23日

厚生年金保険の記録によると、請求期間の賞与に係る記録がない。日本年金機構から、当該賞与について、同僚の記録が訂正された旨の通知が届いたので、調査の上、私の記録も訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に賞与が支給された旨主張しているものの、当該賞与に係る賞与支給明細書を保管していない。

また、A社は、請求期間に係る賞与は口座振込みで支給していた旨陳述している一方、人事システムの記録により、請求者に対し賞与は支給していないことが確認できる旨陳述している。

さらに、請求者は、当時の通帳において請求期間に賞与が振り込まれた記録は確認できない旨陳述している。

加えて、請求者が提出した平成18年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、請求者のオンライン記録を基に算出した社会保険料額とほぼ一致する。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500180号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500090号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年6月23日

厚生年金保険の記録によると、請求期間の賞与に係る記録がない。日本年金機構から、当該賞与について、同僚の記録が訂正された旨の通知が届いたので、調査の上、私の記録も訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に賞与が支給された旨主張しているものの、当該賞与に係る賞与支給明細書を保管していない。

また、A社は、請求期間に係る賞与は口座振込みで支給していた旨陳述している一方、人事システムの記録により、請求者に対し賞与は支給していないことが確認できる旨陳述している。

さらに、請求者が提出した預金通帳の写しにおいても、請求期間に賞与が振り込まれた記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。